証券コード　3624
2026年６月17日
（電子提供措置の開始日　2026年６月10日）

株　主　各　位

東京都中野区本町一丁目32番２号
アクセルマーク株式会社
代表取締役社長　松　川　裕　史

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報<電子提供措置事項>について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.axelmark.co.jp/

上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」を順に選択して、ご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「アクセルマーク」、又は「コード」に当社証券コード「3624」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年７月１日（水曜日）午後７時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。（インターネットによる議決権の行使につきましては３ページをご参照ください。）

敬　具

記

１．日　　時　2026年７月２日（木曜日）午前10時30分
（受付開始時刻は、午前10時00分を予定しております。）

２．場　　所　東京都中野区本町一丁目32番２号
ハーモニースクエア３階　「ハーモニーホール」

3．目的事項

決議事項

第１号議案　第三者割当による新株式発行の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

～～～

インターネットによる議決権行使のご案内

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）

２．議決権行使のお取り扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、スマートフォンをご利用の株主さまは、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となるスマート行使（※）による議決権行使が可能です。

(2) 議決権の行使期限は、2026年７月１日（水曜日）午後７時となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

３．パスワードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、議決権行使をされる方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

４．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

（電　　話）0120-652-031

（受付時間）午前９時から午後９時まで

※スマート行使

議決権行使書用紙に表示されたQRコードをスマートフォンで読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことなく、議決権を行使できます。なお、スマート行使により議決権を行使された後、あらためてQRコードを読み取って議決権を行使される場合は、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が必要となります。

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　第三者割当による新株式発行の件

１．提案の理由

当社は、2026年５月29日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記２の要領にて、株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場　証券コード：6574。以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といい、本新株式の発行を「本第三者割当増資」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたが、本新株式の発行価額を１株当たり20円とすることを予定しているため、かかる発行価額にて本新株式を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当すると判断いたしました。

また、本新株式の発行による新規発行株式数45,000,000株（議決権数450,000個）は、2026年５月８日現在の当社発行済普通株式総数である20,313,200株（議決権数203,065個）に対して221.53％（議決権総数に対し221.60％）（小数第３位を四捨五入）にあたります。したがって、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25％以上となり、また、支配株主の異動を伴うこととなりますので、東京証券取引所の定める有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第432条に基づく意思確認手続きとして、本株主総会において、本議案について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当増資により割当予定先に本新株式が割り当てられた場合、割当予定先の議決権割合は68.91％となり、割当予定先は会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」といいます。）第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当します。そのため、本議案は、会社法第206条の２第４項に基づき、総株主の議決権の10分の１以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人への募集株式の割当て又は会社法第205条第１項の契約に関する株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

以上のことから、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による特定引受人への第三者割当である本第三者割当増資に関する議案の承認（特別決議）をお願いするものであります。

２．募集の概要

①　払込期日	2026年７月２日
②　発行新株式数	当社普通株式　45,000,000株
③　発行価額	１株につき20円

④　調達資金の額	金900,000,000円（発行諸費用の概算額である金33,000,000円を控除した差引手取概算額は金867,000,000円）
⑤　増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　450,000,000円 資本準備金　　450,000,000円
⑥　募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に全株を割り当てます。 割当予定先：株式会社コンヴァノ　45,000,000株
⑦　発行価額の有利発行該当性	本新株式の発行価額（以下「本発行価額」といいます。）は、会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと判断しております。このため、同法第199条第２項、第201条第１項及び第309条第２項第５号の規定に基づき、本第三者割当増資について、本株主総会における特別決議による承認を取得いたします。
⑧　希薄化率及び株主意思確認手続	本第三者割当増資に係る希薄化率は、2026年５月８日現在の当社発行済株式総数20,313,200株（自己株式33株を含みます。）に対して221.53%、同日現在の当社議決権総数203,065個（自己株式33株及び単元未満株式6,667株を除く20,306,500株を１単元100株で除した数）に対して221.60%となり、上場規程第432条に定める25%の基準を超えます。このため、同条に定める株主の意思確認手続として、株主意思確認決議（本株主総会における普通決議）（以下「本株主意思確認決議」といいます。）を取得いたします。

⑨　その他	①　本第三者割当増資は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づく届出の効力が発生すること及び本議案が適法に原案どおり承認可決されていることを条件（以下「本件前提条件」と総称します。）として実施いたします。 ②　当社は、割当予定先との間で、本取締役会決議日付で、払込期日から起算して６か月間の譲渡を制限すること等を内容とするロックアップ条項（以下「本ロックアップ条項」といいます。）を含んだ、本新株式の発行に係る株式引受契約を締結しております。 ③　当社は、割当予定先との間で、本取締役会決議日付で、割当予定先を貸付人とする融資極度額30億円のコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といい、同契約により設定される融資枠を「本ファシリティ」といいます。）を締結しております。本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生じており、本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定の前提条件の充足を条件としております。

３．特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題

①　当社の事業概要

（ア）当社トレカ事業による、トレーディングカード旗艦実店舗「cardéria池袋店」及び「cardéria」公式ECサイトを通じたトレーディングカードの販売及び買取、並びに当社の完全子会社である株式会社crafty（2025年２月５日付で当社が完全子会社化）が運営する、ECオリパサービス「アイリストレカ」を通じたオンライン販売等を行うトレカ事業、(イ)国内の電子書籍業界及びゲーム関連業界等を主要顧客として、デジタル広告配信及び広告運用等を行う広告事業、及び(ウ)自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」を中心とした美容・健康関連商品の企画及び販売等を行うビューティー＆ウェルネス事業（2026年９月期第２四半期（中間

期）決算短信〔日本基準〕（連結）における「その他事業」セグメント）の３つの報告セグメントから構成される事業を展開しております（後記④記載のとおり、当社グループは、2026年３月以降、本件に向けたグループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）を進めており、その一環として、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社（以下「ウェルラボ社」といいます。）及びスパイラルセンス株式会社の各全株式を譲渡しております。）。

当社グループは、2025年10月30日付「新たな事業（ビューティー＆ウェルネス事業）の開始に関するお知らせ」記載のとおり、従来の「病気を発見・治療」を主眼とする狭義のヘルスケア事業を基盤とし、2025年10月以降、その対象領域を「美と健康」全般に拡張する形で、新たにビューティー＆ウェルネス事業（広義のヘルスケア事業領域。以下、本書において、特に文脈上区別する必要がない限り、ビューティー＆ウェルネス事業及びこれと隣接する美容医療分野等を含めて「ヘルスケア事業」又は「ヘルスケア領域」と総称します。）を当社グループの主要な成長分野として位置付けております。本第三者割当増資を通じて調達する資金は、当該既存のビューティー＆ウェルネス事業（自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」事業）の更なる拡大及び同事業と隣接する広義のヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）への戦略投資に充当する方針であり、本件は、当社が既に着手している事業領域の戦略的深化及び拡張のための成長投資として位置付けられるものであります。

なお、当社は、2025年10月30日付公表資料（暗号資産を活用した二軸型トレジャリー戦略の導入に関するお知らせ）及び2025年12月30日付の事業計画及び成長可能性に関する説明資料等において、暗号資産トレジャリー運用に関する方針を公表しておりますが、当該方針は、本第三者割当増資を通じて重点的に推進するヘルスケア領域の成長戦略（事業としての成長分野）とは異なり、これまでの方針に沿って、当社グループの手元流動資産のアロケーションに関する財務戦略の一部として実施するものであります。したがいまして、暗号資産トレジャリー運用は、本件を通じて調達する資金の充当対象である成長分野には含まれず、また、当社グループが事業として注力する成長領域を構成するものでもありません。

② 継続企業の前提に関する重要な不確実性

当社グループは、従前から国内の電子書籍及びゲーム関連業界等を主要顧客とするデジタル広告配信事業（広告事業）を主力としてまいりましたが、同事業は、市場環

境の変化、広告主の出稿意欲の低迷及び競争環境の激化の影響を受けて、収益性が継続的に低下しております。加えて、当社グループは、現下、事業構造の本格的な転換期にあり、トレカ事業及びビューティー＆ウェルネス事業をはじめとする新規事業の立ち上げに伴う先行投資、事業構造改革に伴う費用の計上、並びに連結子会社の整理に伴い特別損失の認識等の影響を受けております。これらを背景として、当社グループは、前連結会計年度（2025年９月期）において、重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当中間連結会計期間（2025年10月１日から2026年３月31日まで）においても、連結売上高642百万円、連結営業損失303百万円、連結経常損失330百万円、及び親会社株主に帰属する中間純損失451百万円と、引き続き重要な営業損失等を計上しております（詳細は、直近四半期決算短信をご参照ください）。

これらの状況を背景として、当社は、2026年５月14日付で公表した直近四半期決算短信に係る中間連結財務諸表の注記事項として「継続企業の前提に関する注記」を記載するに至っており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、かつ、現時点においてかかる状況を解消し得る対応策（新株予約権の行使による資金調達等）の効果については一定の不確実性が認められることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨を併せて開示しております。当社取締役会は、かかる継続企業の前提に関する重要な不確実性を早期に解消し、連結業績の早期黒字化を実現することを、現下の最重要経営課題として位置付けております。

③　東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）への不適合状況

当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、同市場における上場維持基準のうち時価総額に係る基準（時価総額40億円以上）について、2025年９月末日を基準日とする判定において、当社の同日時点の時価総額は約23億円であり、同基準に適合しない状況にあります。

当社は、2023年12月27日付で、上場規程第501条に基づき、「上場維持基準の適合に向けた計画」（以下「本計画書」といいます。）を開示しております。本計画書については、当初、計画期間を2025年９月末日までと設定しておりましたが、当社は、2025年12月30日付で、本計画書に基づく進捗状況、並びに本計画書を更新し計画期間を2026年９月末日までに変更する旨を開示しており、現在、当社は同日（2026年９月末日）を改善期間の満了日とする改善期間中にあります（以下、当該変更後の改善期間

満了日（2026年９月末日）を「改善期間満了日」といいます。）。基準日時点で当社が潜在株を保有しておらず、時価総額基準に適合していないときには、当該基準日時点で整理銘柄に指定されます。基準日時点で当社が潜在株を保有しており、2026年９月30日時点における2026年９月の潜在株の行使状況を考慮しない審査において時価総額基準に適合できなかった場合には、東京証券取引所より当該基準日時点で監理銘柄（確認中）に指定され、その後、2026年９月の潜在株の行使状況を考慮した審査の結果、時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定されます。既存株主の皆様は、当社株式の流動性の著しい低下、市場性の喪失、並びに株式価値の重大な毀損という、いずれも回復困難な経済的不利益を被るおそれがあります。

④　直近における事業基盤整備、グループ事業ポートフォリオの最適化及び資金調達の進捗

当社グループは、前記①記載のヘルスケア領域への成長戦略を推進するため、2025年下半期以降、以下の(ア)ないし(エ)に記載する事業基盤整備、グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）、並びに資金調達及び資本構成の整理に取り組んでおります。

（ア）　ビューティー＆ウェルネス事業の立ち上げ及び自社ブランド事業の拡張

当社グループは、前記①記載のとおり、2025年10月30日付公表の「新たな事業（ビューティー＆ウェルネス事業）の開始に関するお知らせ」に基づき、自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」の立ち上げ及び公式オンラインストアでの販売開始によりビューティー＆ウェルネス事業を新規に開始し、2025年12月９日には同ブランドにおける第二弾製品（次世代ボディミルク）の販売を開始することにより、自社ブランド事業の拡張を進めております。本件を通じて調達する資金は、当該既存事業基盤を起点として、これと隣接する広義のヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）への戦略投資に充当する方針であります。

（イ）　グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）

当社グループは、本件の実行に先立ち、当社グループの経営資源を成長戦略の重点領域と位置付けるトレカ事業及びビューティー＆ウェルネス事業に集中させることを目的として、2026年３月以降、以下の(a)及び(b)に記載するグループ事業ポートフォリオの最適化（連結子会社の異動）を実行しております。

(a) ウェルラボ社（健康食品・化粧品等の企画、製造、販売を主たる事業内容とする会社）の譲渡

当社は、2026年１月22日付当社取締役会決議に基づき、同年２月12日付でウェルラボ社の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしましたが、その後、同社の事業計画の詳細な精査を進める中で、当初想定していた成長の実現可能性については不確実性があることを認識するに至りました。当社は、かかる状況を踏まえ、ウェルラボ社の今後の事業展開、並びに当社グループの事業ポートフォリオ及び経営資源の配分方針の観点から総合的に検討した結果、2026年３月13日付で、ウェルラボ社の代表取締役（佐野雄大氏）に対してウェルラボ社の発行済株式の全てを譲渡しております（詳細は、当社が同日付で公表した「連結子会社（ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社）異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(b) スパイラルセンス株式会社（ゲーム・アプリ開発、XR開発、WEB制作等を主たる事業内容とする会社）の譲渡

当社は、2025年４月25日付でスパイラルセンス株式会社（東京都千代田区）の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社としておりましたが、当社グループの経営資源を前記重点領域に集中させる観点から、2026年３月13日付当社取締役会決議に基づき、2026年３月31日付で、同社の代表取締役（小林俊夫氏）に対してその発行済株式の全てを譲渡しております（詳細は、当社が2026年３月13日付で公表した「連結子会社（スパイラルセンス株式会社）異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

以上のグループ事業ポートフォリオの最適化を経て、本日現在、当社の連結子会社は、トレカ事業を中核として運営する株式会社crafty（2025年２月５日付で当社が完全子会社化。トレーディングカードのEC販売を中心とする事業を展開し、オンラインオリパサービス「アイリストレカ」並びに前記①記載のcardéria池袋店及びcardéria公式ECサイトの運営を担う会社）及びヘルスケア領域を推進する事業会社として設立したアクセルメディカ株式会社（2024年９月２日付で会社設立。自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」を中心とした美容・健康関連商品の企画及び販売等を行う会社）の２社となっており、当社グループの経営資源は、トレカ事業及びビューティー＆ウェルネス事業に集中する体制が確立されております。

（ウ） 既存事業に係る運転資金確保のための資金調達及びその後の取得・消却（既存新株予約権）

当社は、2025年11月19日付で、Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第三者割当の方法により、新株予約権（第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権をいいます。以下総称して「既存新株予約権」といいます。）を発行いたしました。既存新株予約権は、その発行後、行使により2026年１月末日までに合計約41百万円の資金調達が完了したものの、既存新株予約権は、その発行時点における想定調達額（当初行使価額に基づく合計調達想定額）は合計約14億円でありましたが、市場株価の動向等の影響を受け、その発行後2026年１月末日までに行使により調達できた金額は合計約41百万円にとどまり、当初想定調達額（約14億円）の３％程度に過ぎず、また、当該実績調達金額は、後記（2）記載の本戦略の実行に必要な資金規模（合計39億円規模）と比しても極めて限定的にとどまり、また、未行使分の行使時期及び行使価額が市場株価の動向等の当社が直接的にコントロールすることのできない要因に依存し不確定であったことから、当社は、2026年３月４日開催の当社取締役会において既存新株予約権の取得及び消却を決議し（同日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」をご参照ください。）、本件の実行に向けて当社の資本構成を整理する観点等を踏まえ、2026年４月７日付で、第31回新株予約権及び第32回新株予約権の全部について取得及び消却を完了しております（詳細は、当社が同日付で公表した「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却の完了並びに第三者割当により発行された第31回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ」をご参照ください。）。したがいまして、本日現在、既存新株予約権の未行使残高は存在いたしません。

（エ） 以上の取組みを踏まえた本件の位置付け

このように、当社グループは、(ア)ビューティー＆ウェルネス事業の立ち上げ及び自社ブランド事業の拡張、(イ)グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）の実行、並びに(ウ)既存新株予約権の取得・消却を通じた資本構成の整理を経て、本件の実行に向けた事業基盤及び資本構成の両面における準備を完了させております。当社は、これらの取組みの集大成として、本件を通じて調達する資金を、後記（2）記載のヘルスケア領域全般における戦略的M&A及び事業投資に充当することにより、上記事業基盤を一層強化し、もって、前記②記載の継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに前記③記載の上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現することを企図しております。

（2）ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略

当社取締役会は、前記（1）記載の経営課題、すなわち(ア)上場維持基準（時価総額

基準）への適合、(イ)継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を同時に実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すため、前記（1）④記載のとおり既に立ち上げを完了し基盤整備を進めているビューティー＆ウェルネス事業を中核として、本件を通じて調達する資金により、ヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）におけるM&A（持分取得及び株式取得を含みます。以下同じ。）並びに関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行すること（以下「本戦略」といいます。）が、現時点において最も合理的かつ実行可能性の高い経営戦略であると判断しております。

本戦略の骨子は、以下の①ないし④に記載のとおりであります。

① ヘルスケア領域におけるM&Aによる連結利益の早期寄与

当社は、本件を通じて調達する資金を活用して、高い収益性を有するヘルスケア系事業会社の株式を段階的に取得することにより、取得後速やかに、持分法による投資利益又は連結利益として、当社連結損益計算書に相応の利益を寄与させる方針であります。これにより、当社の連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の各段階における損益構造を、抜本的かつ迅速に改善することが可能となるものと見込んでおります。

② ヘルスケア事業投資による既存事業基盤の拡充及びシナジー創出

当社は、上記①に記載するM&Aと一体的に、ヘルスケア事業の本格的推進のための各種事業投資を実行いたします。具体的には、以下の(ア)ないし(ウ)の各項目への段階的投資を計画しております。

（ア）取得対象会社の経営統合（PMI）に係る投資（人材配置、業務プロセス統合、内部統制整備等）

（イ）ヘルスケア事業全般の拡大のための人材採用・育成投資（事業開発、M&A推進、PMI実行、経営企画・財務管理部門の専門人材の確保等）

（ウ）当社既存事業の収益基盤強化及びコスト構造改革（システム導入、業務効率化投資等）

③ 既存事業との統合的運営による収益性の継続的改善

当社は、既存の広告事業及びトレカ事業の運営を通じて蓄積した広告運用ノウハウ、ECサイト運営に係るシステム開発能力、並びにマーケティング・データ分析能力を、

取得対象となるヘルスケア領域の事業会社のグループ共通機能として展開することにより、取得対象会社の顧客獲得効率の向上及び営業利益率の継続的改善を図る方針であります。

かかる事業シナジーの創出を通じて、当社連結グループ全体の収益性を段階的に向上させ、ヘルスケア領域を中心とした新たな成長基盤を確立することを企図しております。

④　早期黒字化の実現時期及び連結業績への効果

以上の戦略の実行により、当社は、2027年９月期以降、連結営業利益段階及び連結経常利益段階における黒字化を実現し、もって、継続企業の前提に関する重要な不確実性を解消することを、経営目標として設定しております。

なお、個別のM&A及び事業投資の規模、実行時期、及び実行可能性により、上記の黒字化時期には一定の変動が生じる可能性があります。また、本件の実行が当社の2026年９月期通期連結業績に与える具体的な影響額については、個別のM&Aの最終合意及び実行の時期・内容に依拠するため、現時点において合理的に算定することは困難であります。当社は、開示すべき事項が生じた段階において、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、適時かつ適切に開示いたします。

(3) 本件資金調達の必要性

当社は、本第三者割当増資が、希薄化率221.53%という極めて大規模な株式の希薄化を既存株主の皆様に生じさせるものであり、既存株主の皆様の経済的利益に重大な影響を及ぼし得るものであることを十分に認識しております。一方で、本件を実施しない場合には、後記「(5) 割当予定先を選定した理由」記載のとおり、改善期間満了日（2026年９月末日）までの上場維持基準（時価総額基準）への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消が事実上困難となり、結果として上場廃止に至るリスクが現実化するものと当社は認識しております。当社は、本件実施に伴う希薄化の影響と、本件を実施しない場合の上場廃止リスクに伴う既存株主の皆様への経済的不利益（流動性の著しい低下、市場性の喪失、株式価値の重大な毀損）とを慎重に比較衡量した結果、本件の実行が、希薄化を伴うとしても、中長期的には既存株主の皆様の利益保護に資するものと判断するに至っております。

当社は、2025年10月30日付「第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の

行使価額の調整に関するお知らせ」記載のとおり、「トレカ事業の拡大」及び「ヘルスケア事業の拡大」を成長戦略として掲げ、既存新株予約権を発行するなどして事業推進を実行してまいりました。

トレカ事業につきましては、実店舗展開及びEC販売の拡大等により、2026年９月期中間連結会計期間における売上高は前年同期比270.9%増と伸長しており、一定の成長傾向がみられております。また、ヘルスケア事業につきましても、従来の「病気を発見・治療」を主眼とするヘルスケア事業を基盤に、新たにビューティー＆ウェルネス事業を立ち上げました。一方で、広告事業においては、国内主要広告主による投資抑制や広告単価の下落等の影響を受け、厳しい事業環境が継続しております。

その結果、いまだグロース市場が求める高い成長性を十分に実現できていない状況であると認識しております。

一方、直近四半期決算短信によれば、2026年３月31日（2026年９月期中間連結会計期間末）時点における当社の中間連結貸借対照表上、現金及び預金の残高は240百万円にとどまっており、また、前連結会計年度末（2025年９月30日）時点の919百万円から中間連結会計期間の６か月間において679百万円減少しているなど、当社の自己資金のみをもって成長戦略を実行することは不可能な状況にあります。加えて、前記「(1)②継続企業の前提に関する重要な不確実性」記載のとおり、当社は、継続的に連結営業損失を計上している状況にあり、営業活動によるキャッシュ・フローの継続的創出も見込めない状況にあります。したがいまして、当社は、成長戦略の実行に必要な資金を、外部からの資金調達によって確保することが不可欠であると判断しております。

そのような状況のなか、当社は、2026年３月４日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」記載のとおり、市場環境、株価の動向、行使状況等を総合的に判断し、既存新株予約権の取得及び消却を決定するとともに、各種法規や契約に則り複数の資金調達手段を迅速に検討することといたしました。

(4) 本資金調達パッケージによる資金調達を選択した理由

前記「(3) 本件資金調達の必要性」記載のとおり、当社は、複数の資金調達手段を並行的に検討いたしました。検討の対象としたものは、(ア)公募増資、(イ)株主割当増資、(ウ)金融機関からの追加借入、(エ)事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資、(オ)行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）、(カ)劣後ローンその他のメザニン調達、及び(キ)これらの手段の組合せ等、広範にわたります。

当社は、各資金調達手段について、以下の７つの評価軸に基づき比較検討を行いました。

評価軸	内容
(A) 必要調達額の確保可能性	成長戦略の実行に必要な規模の資金を確保できるか
(B) 調達完了時期	改善期間満了日（2026年９月末日）までに資金調達が完了できるか
(C) 希薄化規模	既存株主に生じる希薄化の規模が合理的な範囲に収まるか
(D) 調達後の事業実行支援	調達後における本戦略の実行（M&A、PMI、事業統合）を支援する体制が確保できるか
(E) 調達コスト	発行価額のディスカウント率、金利、手数料等を含む総合的な調達コストが合理的か
(F) 継続企業の前提への影響	継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消に資するか
(G) 中長期的事業支援の意思	割当先又は貸付人が当社の中長期的な事業支援を行う意思を有するか

検討の結果、以下の①ないし③に記載する理由により、(ア)公募増資、(イ)株主割当増資、(ウ)金融機関からの追加借入（通常のコーポレートローン形態）、(オ)行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）、(カ)劣後ローンその他のメザニン調達、及び(キ)これらの手段のみの組合せについては、いずれも、当社の現時点における状況下では実務上困難又は不適切であることが判明いたしました。これを踏まえ、当社は、以下④に記載のとおり、(エ)事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を中核とし、これに同一の引受先が貸付人となる本ファシリティ契約（コミットメント型タームローン・ファシリティ）を組み合わせた本資金調達パッケージ（以下に定義します。）が、本戦略の実行に必要な資金規模及び時間軸の制約の下で、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断するに至りました。

① 公募増資及び株主割当増資の実務上の困難性

公募増資は、不特定多数の投資家を対象とする株式発行であり、引受証券会社の確保及び需要積上げ状況に依存する資金調達手段であります。当社の現時点における時価総額水準（上場維持基準未達）、連結業績の推移、継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、並びに資本市場における当社に対する評価水準に照らしますと、引受証券会社による元引受契約（ファーム・コミットメント方式）の締結自体が実現困難

であると当社は認識しております。また、仮に引受証券会社の確保が可能であったとしても、必要資金の需要積上げ並びに価格決定までに通常数か月を要するため、改善期間満了日までの資金調達完了が実務上困難であります。

株主割当増資についても、当社の連結業績及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在に照らしますと、既存株主による新株引受の実現可能性は低いと認識しており、かつ、基準日設定、権利落ち、払込期日、失権株処理等の所要の手続に要する期間を勘案いたしますと、改善期間満了日までの資金調達完了が実務上困難であります。また、失権株が多数発生した場合には、結果として実質的に第三者割当増資と同等の手続が別途必要となり、手続の冗長化を招きます。

② 金融機関からの追加借入の実務上の困難性

当社は、主要取引金融機関に対して、成長戦略の実行に必要な資金に係る追加融資の可能性について、2025年12月から取締役会等で検討してまいりました。しかしながら、(ア)当社の連結業績において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すること、(イ)当社が十分な担保余力を有していないこと、(ウ)M&Aを主たる資金使途とする無担保融資は金融機関の通常の審査基準上困難であること、(エ)必要融資規模が当社の連結純資産水準に比して相対的に大きいことの各理由から、成長戦略の実行に必要な規模の追加融資を受けることは実務上困難であると判断いたしました。

③ MSワラント及びメザニン調達の不適切性

行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）については、当社は、前記「(1) ④ (ウ) 既存事業に係る運転資金確保のための資金調達及びその後の取得・消却（既存新株予約権)」記載のとおり、2025年11月19日付で第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権からなる既存新株予約権を発行いたしましたが、その後の市場株価の動向の影響等により、発行から約４か月半の期間において行使による調達額は合計約64百万円にとどまり、限定的な調達効果しか得られない結果となったことから、2026年４月７日付で第31回及び第32回新株予約権の全部について取得・消却を完了するに至っております。当社は、当該既存新株予約権に係る具体的な実績を踏まえれば、新たな調達手段として更にMSワラントを発行することは、(ア)行使のタイミング及び行使価額が市場株価の動向に連動するため、改善期間満了日（2026年９月末日）までの資金調達を完了することが時期的に困難であり、かつ、最終的な調達額についても改善期間満了日までに確実に確保することができないこと、(イ)権利行使に

よる希薄化の段階的進行に伴い継続的な株価下落圧力が発生する可能性が高く、結果として上場維持基準（時価総額基準）への適合がかえって困難化するおそれがあること、(ウ)近年、MSワラントによる資金調達について、東京証券取引所及び金商法上の開示制度の運用に係る実務において、割当先の保有方針に関する開示内容の適切性及び実行状況の事後検証に関する確認手続が深度化していると当社が認識しており、当社のように既に既存新株予約権に係る発行実績及び早期消却実績を有する状況下において、再度MSワラントを発行することは、これらの開示・確認手続の観点から相当の負荷を生じさせる可能性が高いこと、の各点から、当社が本戦略の実行に必要な資金調達の手段として採用することは適切ではないと判断いたしました。

劣後ローンその他のメザニン調達についても、(ア)資本性認定のハードル、(イ)金利水準、(ウ)手配可能な調達額、(エ)貸付人候補の実在性の各観点から、成長戦略の実行に必要な規模の調達は実務上困難であることを確認いたしました。

④　事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を選択した経緯

上記①ないし③の検討結果を踏まえ、当社は、事業の高い成長性に寄与することを念頭に、中長期的な事業支援の意思を有する事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資及びその他資金確保の蓋然性が高い調達手段との組み合わせが、成長戦略の実行に必要な資金規模及び当該資金を改善期間満了日までに確実に調達する手段として、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断いたしました。

かかる判断を受けて、当社は、当社の事業内容、成長戦略、並びに資金調達手段に係る打診について理解を示し得る、国内外の事業会社複数社に対して、個別に本件に係る意向確認及び協議を実施いたしました。

(5) 割当予定先を選定した理由

前記「(4) ④事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を選択した経緯」に記載の検討プロセスにおいて、複数の候補先との協議及び社内検討を実施した結果、割当予定先が、当社の事業内容及び成長戦略に対して深い理解を示し、かつ、以下に記載のとおり、当社が本件の引受先に求める全ての条件を充足する候補先でありました。割当予定先の取締役は、ヘルスケア領域（特に美容関連）における事業提携機会に関して、2026年４月15日に本件に係る初回提案を当社取締役に対して実施いたしました。その後、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当増資並びに本ファシリティ契約を含む包括的な資本及び業務に係る協議を継続的に実施してまいりました。

① 事業成長に寄与する蓋然性（ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略）

当社は、「トレカ事業の拡大」及び「ヘルスケア事業の拡大」を成長戦略として掲げ、いまだ高い成長性を実現できていないものの、事業体制基盤の整備は完了し、業績改善や事業拡大の傾向はみられております。このような状況のなかで、割当予定先を選定するにあたり、当社取締役会は、前記「(1) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題」記載の経営課題、すなわち(ア)上場維持基準（時価総額基準）への適合、(イ)継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を同時に実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すためには、「ヘルスケア事業の拡大」を更に推し進めること、すなわち既に立ち上げを完了し基盤整備を進めているビューティー＆ウェルネス事業を中核として、本件を通じて調達する資金により、ヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）におけるM&A並びに関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行することが、現時点において最も合理的かつ実行可能性の高い経営戦略であると判断いたしました。具体的には、当社は、割当予定先が以下の(ア)ないし(ウ)に記載する経営資源を保有しており、これらを本件実行後において当社の本戦略の遂行に活用することにより、本戦略の事業成長への寄与可能性が高いものと判断いたしました。

（ア）割当予定先がネイル事業（全国73店舗規模）を通じて蓄積した美容関連の顧客基盤、店舗運営ノウハウ並びに美容業界における仕入・販路ネットワークは、当社のビューティー＆ウェルネス事業の販売チャネル拡張及び新規顧客獲得に直接的に活用可能であります。

（イ）割当予定先のインベストメント＆アドバイザリー事業を通じて蓄積されたM&A実行ノウハウ及び対象企業発掘ネットワークは、当社のヘルスケア領域における対象会社の発掘・交渉・取得後のPMI実行支援に活用可能であります。

（ウ）割当予定先のヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売、医療DX支援等）を通じて構築された500院を超える医療法人とのネットワークは、当社が本戦略の中核として位置付けている美容医療分野等のM&A対象会社の発掘及び取得後のグループ統合運営に活用可能であります。

② 本戦略の実行に必要な資金規模及び実行の蓋然性

当社取締役会は、以下の(ア)ないし(カ)に記載の理由から、割当候補先が資金規模及び本戦略実行の蓋然性が高く、当社経営課題を解消するために最も合理的な候補先であると判断いたしました。

（ア）当社と同じく東京証券取引所グロース市場に上場する事業会社であり、コーポレート・ガバナンス報告書を継続的に開示し、独立社外取締役を１名選任しているなど、当社と同等以上のコーポレート・ガバナンス水準を有していること、並びに上場規程に係る規制実務及び適時開示実務に関する十分な理解及び対応体制を有していること

（イ）ヘルスケア領域、特に美容分野における顧客基盤、並びにヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売及び医療DX支援等を含みます。）における事業遂行実績及び実行支援能力を有しており、かつ、インベストメント＆アドバイザリー事業を通じたM&A実行・投資ノウハウを有していることから、本戦略の実行支援（M&A対象会社の発掘・交渉支援、取得後のPMI実行支援、グループ共通機能の統合支援、シナジー創出支援等）について、当社に対して具体的な提案を提示していること

（ウ）本第三者割当増資により調達するエクイティ９億円及び本ファシリティにより借入可能とするデット30億円の合計39億円規模の本資金調達パッケージに対応する投資及び与信実行能力（財務的基盤）を有していること

（エ）本新株式について、払込期日から起算して６か月間のロックアップ（譲渡制限）を受諾するとともに、中長期的に保有する方針を明確に表明していること

（オ）本ファシリティについて、当社の現在の信用状況に照らすと市場金利と比較して相当程度有利な年率2.0％・５年間の固定条件を提示しており、当社の中長期的な成長投資資金を安定的に確保する支援の意思を明確に示していること（本ファシリティの経済的効果の定量分析は、後記「４．(1) ②本ファシリティの経済的効果の定量分析」参照）

（カ）改善期間満了日（2026年９月末日）までの資金調達及び本戦略初期段階の実行に対応する迅速な社内意思決定プロセスを備えていること

当社は、上記①及び②の各要素を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の実行を通じて、当社の上場維持基準（時価総額基準）への適合、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに連結業績の早期黒字化を実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すことができる蓋然性が高い引受先は、割当予定先をおいて他には存在しないものと認識いたしました。これを踏まえ、当社取締役会は、割当予定先を本第三者割当増資の割当予定先として選定し、本件の実施を決議いたしました。

（6）本件前提条件

本新株式の発行価額は、１株につき金20円とする予定であり、当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日終値、及び本取締役会決議日から遡る直近１か月間、直近３か月間並びに直近６か月間の当社普通株式の終値の単純平均株価のいずれに対しても、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年４月１日制定）（以下「日証協指針」といいます。）に定める基準額（すなわち、取締役会決議の直前営業日の価額、又は同決議日から払込金額を決定するために適当な期間（最長６か月）を遡った日から同決議の直前日までの間の終値単純平均価額に0.9を乗じた額）を下回る水準にあります。したがいまして、本発行価額は、会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと当社は判断しております。

上記を踏まえ、本第三者割当増資は、以下の各条件（本件前提条件）が全て充足されることを前提条件として実施するものであります。

① 本第三者割当増資の有利発行について、本株主総会において特別決議による承認が得られること
② 本第三者割当増資の希薄化規模について、本株主総会において普通決議による承認が得られること
③ 特定引受人への募集株式の割当てについて、本株主総会において普通決議による承認が得られること
④ 本第三者割当増資に係る金商法第４条第１項に基づく有価証券届出書の効力が発生していること（同法第15条第１項）
⑤ 本第三者割当増資に係る募集株式申込書の提出、払込金の払込み、その他本件に係る所要の手続が履行されること

本第三者割当増資が実施された場合、割当予定先は、当社の総議決権の過半数を保有することとなり、金商法第163条第１項に定める主要株主である筆頭株主、並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に規定する親会社（並びに支配株主）に該当することとなる見込みであります。

また、当社は、本件の実行が当社及び既存株主の皆様の利益に資するか否かを慎重かつ公正に検討するため、(ア)本第三者算定機関（以下に定義します。）から本件に係る当社普通株式の理論株式価値の算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得して本発行価額の合理性を客観的に検証し、(イ)独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業から本件の手続及び発行条件の適法性に関する継続的な法的助言を取得し、(ウ)当社の監査等委員会から本取締役会の本件に関する決議手続並びに本件が会社法、金商法及び上場規程その他関連法令に則って行われていることに関する適法性意見を取得し、並びに(エ)本株主総会において、有利発行に係る特別決議（会社法第199条第３項に基づく有利発行議案）、株主の意思を直接確認するための普通決議（上場規程第432条に基づく株主意思確認議案）及び特定引受人への募集株式の割当てに関する普通決議の各株主総会決議を取得することを、本件の前提条件としております。

なお、本第三者割当増資（払込金額の総額９億円）と本ファシリティ契約（融資極度額30億円）は、当社と割当予定先との間の一連の協議及び合意に基づき、合計39億円規模の一体不可分の資金調達枠組み（以下「本資金調達パッケージ」といいます。）として提供されるものであります。当社は、本件全体の合理性を検討するに当たり、本第三者割当増資と本ファシリティ契約を一体のものとして評価しております。本ファシリティ契約の概要は以下のとおりであります。

①	貸付人	株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場 証券コード：6574）
②	借入人	アクセルマーク株式会社
③	契約形態	コミットメント型タームローン・ファシリティ
④	融資極度額	金3,000,000,000円（30億円） 但し、個別融資について返済がなされた場合、当該返済に相当する融資極度額は復活するものとします。
⑤	利率	年率2.0％（固定）
⑥	貸付実行可能期間	本ファシリティ契約締結日から５年間（自動更新条項あり）

⑦　個別貸付の実行方法	当社が、融資実行を希望する金額及び日付を指定した貸付実行請求書を貸付人に対して提出し、貸付実行の前提条件が充足された場合、貸付人は、当社が指定した日付において、当社に対して当該指定金額の貸付を実行します。当社が、本ファシリティ契約に基づき個別融資の実行を希望する場合、原則として、融資実行希望日の15営業日前までに、貸付人に対して、個別融資の金額、融資実行希望日、資金使途の概要（投資対象となるヘルスケア系事業会社の名称、取得予定株式数、取得予定価額等）、希望する弁済期限及びその他貸付人が合理的に要求する情報を記載した書面（電磁的方法を含む。）による借入請求を行います。 貸付人による個別融資の実行義務は、融資実行日において以下の(ア)ないし(カ)の各条件が全て充足されていることを条件とします。 （ア）借入人の本ファシリティ契約に定める表明保証が、融資実行日において全て真実かつ正確であること （イ）借入人に本ファシリティ契約に定める期限の利益喪失事由が発生していないこと （ウ）借入請求に係る個別融資の金額が、本ファシリティ契約上の利用可能枠（融資枠30億円から既実行融資残高を控除した金額）の範囲内であること（１件あたりの最低借入金額は1,000万円。ただし、利用可能枠が1,000万円を下回る場合は、利用可能枠の全額とすることができるものとします。） （エ）個別融資の資金使途が、本ファシリティ契約に定める範囲内であること （オ）借入人が本ファシリティ契約に定める義務に重大な違反をしていないこと （カ）貸付人が合理的に必要と認める資金使途、投資対象、財務状況その他の事項に関する確認及び精査が完了していること

⑧	個別貸付の期間	個別貸付の弁済期限は、各個別貸付の実行日から３年後の応当日を原則とし、当社及び割当先の合意により、最長５年後の応当日まで延長することができるものとします。
⑨	資金使途	ヘルスケア領域におけるM&A関連資金、ヘルスケア事業に関連する設備投資及び事業投資、ヘルスケア事業の運転資金及び借入人の既存事業の運転資金に充当します。
⑩	返済方法	個別貸付実行毎に、借入人及び貸付人間で別途合意する条件によるものとします。
⑪	担保・保証	個別融資を原資として取得したヘルスケア系事業会社の株式について、貸付人が請求した場合には、貸付人のために質権を設定します。
⑫	表明保証	当社は、本ファシリティ契約締結日及び各貸付実行日時点において、(ア)適法に設立され、有効に存在する株式会社であること、(イ)本契約の締結及び履行に必要な権限及び能力を有すること、(ウ)本契約の締結及び履行が当社の定款、取締役会決議その他の内部規則に違反しないこと、(エ)本契約の締結及び履行に必要な社内手続（取締役会の承認を含む。）が全て完了していること等について、貸付人に対して表明及び保証します。
⑬	誓約事項	当社は、本ファシリティ契約の有効期間中、(ア)四半期毎の財務状況の報告、(イ)法定開示書類の共有、(ウ)ヘルスケア事業に関して重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合の報告等について、貸付人に対して誓約します。 なお、本ファシリティ契約においては、当社の連結純資産額、連結自己資本比率、連結営業損益その他の財務指標に係る数値基準遵守義務（財務制限条項）は規定されておりません。

⑭　期限の利益喪失事由	(ア)破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続の開始申立て、(イ)電子交換所の取引停止処分、(ウ)本契約に基づく元本又は利息の支払の30日以上の遅延、(エ)誓約事項の重大な違反、(オ)重要な行政処分その他本ファシリティ契約に定める事由が発生した場合等、借入人は期限の利益を喪失します。
⑮　契約締結日	2026年５月29日（本取締役会決議日であり、本株主総会の招集決議の日と同日）
⑯　貸付実行可能となる日付	本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生じます。本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定の前提条件の充足を条件とします。
⑰　準拠法及び管轄	準拠法：日本法 管轄：東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(7) 特定引受人に対する募集株式の割当に関する監査等委員会の意見

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は、450,000個であり、その場合の当社の総議決権数（2026年５月８日現在の当社の総議決権数（203,065個）に当該議決権数を加えた数である653,065個）に対する割合は68.91％となり、割当予定先は、会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当いたします。

この点に関して、当社の監査等委員会は、(ア)本件の経緯及び目的、(イ)本第三者割当増資の規模・条件・希薄化率（221.53％）、(ウ)割当予定先の選定理由及び選定プロセスの合理性、(エ)当社の現状の財務状況、継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、並びに上場維持基準（時価総額基準）への適合の必要性、(オ)改善期間満了日（2026年９月末日）までの限られた時間的制約の下において、本戦略の実行に必要な39億円規模の資金を確保する必要性、並びに(カ)本第三者算定機関による株式価値算定書及び法務アドバイザーによる法的助言の内容、の各点を確認の上、当社の現状の財務状況及び今後の当社の事業継続並びに事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の増資手段によることが必要かつ適切であり、また、一定期間内に目的を確実に達成するためには、会社法第206条の２第１項

に定める特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当増資によることが有効な手段であるとの判断は合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

４．発行条件の合理性

(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 発行価額の決定経緯及び有利発行該当性

本第三者割当増資における本新株式の発行価額は、１株につき金20円とする予定であり、当該発行価額は、当社と割当予定先との間の協議を経て合意したものであります。本発行価額と当社普通株式の市場株価との関係は、以下のとおりであります。

参照期間	参照株価（円）	本発行価額（20円）との対比（ディスカウント率）
本取締役会決議日の直前営業日終値	53	62.26%
本取締役会決議日の直前１か月間の終値単純平均株価	66	69.70%
本取締役会決議日の直前３か月間の終値単純平均株価	77	74.03%
本取締役会決議日の直前６か月間の終値単純平均株価	80	75.00%

日証協指針は、第三者割当による株式の発行価額について、原則として、当該株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額（又は直近営業日の価額に近い価額を基準とすることが取締役会決議の日の前日における当該株式の発行会社の状況に照らして適当でないと認められる場合には、当該取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長６か月）を遡った日から当該取締役会決議の直前日までの間の終値単純平均株価）に0.9を乗じた額以上の価額とすべき旨を定めております。本発行価額（20円）は、上記各参照期間における参照株価のいずれに対しても、当該基

準を上回る水準のディスカウントとなっております。

したがいまして、本発行価額は、会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと当社は判断しております。このため、同法第199条第２項、第201条第１項及び第309条第２項第５号の規定に基づき、本第三者割当増資について、本株主総会における特別決議による承認を取得することを前提条件として、本第三者割当増資を実施するものであります。

② 本ファシリティの経済的効果の定量分析

本発行価額の合理性を評価するに当たり、当社は、本第三者割当増資と一体として提供される本ファシリティの経済的効果を、以下のとおり定量的に分析いたしました。

本ファシリティの融資極度額は30億円、利率は年率2.0％（固定）、貸付実行可能期間は５年間であります。当社の現時点における信用状況（継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、時価総額基準不適合、連続する営業損失の計上等）に照らしますと、本ファシリティの融資極度額の融資を実行可能な金融機関を見つけることは困難ですが、仮に当社が他の金融機関から同規模・同期間の無担保借入れを行うことができたとしても、その適用金利は、現時点における中小企業向け貸出金利水準並びに当社固有の信用状況に基づくリスクプレミアム及び民間ノンバンクの無担保事業者向け貸付市場の金利水準等を勘案して、最低でも年率10％程度となる見込みであります。

したがいまして、本ファシリティの適用金利（年率2.0％）と上記想定金利（年率10％）との差（スプレッド）は年率8.0％となり、５年間の貸付実行可能期間にわたって、当社及び割当先の間で本ファシリティに係る個別貸付の期間を５年間と合意した上で、本ファシリティが全額利用された場合、当社が享受する経済的利益は、最大約1,200百万円（30億円×年率8.0％×５年間。単純計算による試算）と見込まれます。本ファシリティの経済的便益の具体的な金額の規模については、本ファシリティが、その契約構造上、当社が貸付実行請求を行った金額・時期に応じて貸付人が個別貸付を実行するコミットメント型タームローン・ファシリティであり、本ファシリティ契約の締結時点において融資極度額（30億円）の全額が一括して貸付実行されることは想定されておらず、また、本ファシリティの資金使途であるヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金の性質上、個別貸付の実行時期及び金額は、個別のM&A案件の発掘・最終合意・取得実行・PMI（経営統合）の各段階の進捗に応じて段階的に決定されるものであることから、現時点においては本ファシリティ経済的利益を確定的な金額をもって算定することは必ずしも適切でないも

のと認識しておりますが、他方で本第三者割当増資の発行価額のディスカウントによって割当予定先に生じる実質的な経済的利得を踏まえると当社は、かかる本ファシリティの経済的効果を、本第三者割当増資の発行条件と一体として評価した場合、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと判断しております。

なお、本ファシリティ契約には個別精査条項が設けられておりますが、当該条項は一般的な範囲での確認を目的とするものであり、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性を損なうものではないことから、当社としては、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと判断しております。

③　有利発行を選択した合理的理由

本取締役会は、本発行価額が会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを十分に認識した上で、それにもかかわらず、以下の(ア)ないし(オ)に記載する各理由により、当該発行価額による本第三者割当増資の実施が、当社及び既存株主の皆様の現時点における総合的な利益に照らして合理的な選択であると判断いたしました。

（ア）上場維持基準適合及び継続企業疑義解消の緊要性

前記「３．(1) ③東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）への不適合状況」に記載のとおり、当社は、改善期間満了日（2026年９月末日）までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現できない場合、監理銘柄（確認中）への指定を経て、最終的には上場廃止に至るリスクに晒されております。上場廃止に至った場合、既存株主の皆様は、当社株式の流動性の著しい低下、市場性の喪失、並びに株式価値の重大な毀損という、回復困難な経済的不利益を被ることとなります。当該経済的不利益は、本第三者割当増資による希薄化及び有利発行に伴い既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと当社取締役会は定性的に判断しております。したがいまして、当社は、有利発行による本第三者割当増資を実施することは、既存株主の皆様の利益保護の観点からも合理的な選択であると判断しております。

（イ）割当予定先が負担するリスクに対する経済的合理性の確保

本第三者割当増資を引き受ける割当予定先は、(a)継続企業の前提に関する重要な不確実性を抱える当社に対する多額の出資リスク、(b)本戦略の実行及びPMIの不確実性に係るリスク、(c)上場維持基準適合の不確実性に係るリスク、並びに(d)本ファシリ

ティ（30億円）の提供を通じた当社に対する信用供与リスク、を重畳的に負担することとなります。これらのリスクに対する経済的合理性が確保されなければ、割当予定先による本資金調達パッケージ（合計39億円）の引受け及び提供は実現し得ないものであり、その確保のためには、日証協指針に定める基準（直前営業日価額の10%ディスカウント水準）を上回るディスカウント率による発行価額の設定が必要不可欠であります。

（ウ）代替的な資金調達手段の不存在

前記「３．(4) 本資金調達パッケージによる資金調達を選択した理由」に詳述のとおり、当社は、公募増資、株主割当増資、金融機関からの追加借入、MSワラント、劣後ローンその他のメザニン調達等、広範な資金調達手段について比較検討いたしましたが、いずれも当社の現時点における状況下では実務上困難又は不適切であることが判明しております。また、本第三者割当増資の割当予定先候補として合計３社の投資家等に対する個別打診を行いましたが、割当予定先以外のいずれの候補先も、本資金調達パッケージの引受け又は提供を実行することが実務上困難である旨の回答を得ております。したがいまして、割当予定先による本発行価額での本第三者割当増資の引受けは、当社が改善期間満了日までに必要資金を調達する唯一現実的な選択肢となっております。

（エ）本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性

前記②に記載のとおり、本ファシリティは、当社の現時点における信用状況に照らして相当程度有利な条件が設定されており、その定量的な経済的効果は、５年間で約1,200百万円に達するものと試算されます。本ファシリティによる実質的な経済的利益を、本第三者割当増資の発行条件と一体として評価した場合、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと評価されます。

（オ）中長期保有方針及びロックアップの受諾

割当予定先は、本新株式につき、払込期日から起算して６か月間のロックアップ（譲渡制限）を受諾するとともに、中長期的に保有する方針である旨を、当社に対して書面により表明しております。これにより、本第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響が抑制され、既存株主の皆様の利益保護が図られることとなります。

④　独立した第三者算定機関による株式価値算定

当社は、本発行価額の決定及び有利発行該当性の検証に当たり、当社及び割当予定先のいずれからも独立し、本件に関して利害関係を有しない第三者算定機関である茄子評価株式会社（以下「本第三者算定機関」といいます。）に対して、当社普通株式の理論株式価値に関する算定（以下「本算定」といいます。）を依頼いたしました。

本第三者算定機関は、(ア)市場株価法、及び(イ)時価純資産法の各算定手法を適用し、それぞれの手法により算出される１株当たりの理論株式価値について、以下のとおり算定しております。時価純資産法は、当社が、(ア)前連結会計年度（2025年９月期）において重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、(イ)2026年９月期中間連結会計期間においても引き続き重要な営業損失を計上していること、(ウ)継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあること、を踏まえ、貸借対照表ベースの資産・負債の時価評価から導かれる純資産観点からの算定を併用することが、当社の現時点における株式価値の合理性を担保する観点から適切であると本第三者算定機関が判断したことから、補完的な算定手法として採用されたものであります。なお、本算定にあたっては、(ア)市場株価法及び(イ)時価純資産法に加えて、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）の適用も検討いたしましたが、本第三者算定機関からは、その算定根拠となる当社の３ヵ年の事業計画（2026年９月期から2028年９月期）において、全期間にわたって営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることを踏まえると、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用することは不適切であるとの意見を得たため、採用しておりません。

なお、当社３ヵ年の事業計画（2026年９月期から2028年９月期）につきましては、本第三者割当増資による施策及びその効果を織り込んでおりません。

算定手法	算定結果（１株当たりの評価額）
市場株価法（過去１か月、３か月、６か月の終値単純平均）	66円～80円
時価純資産法	18円

本発行価額（１株につき20円）は、本第三者算定機関による上記各算定結果のレン

ジである18円から80円（以下「本算定レンジ」といいます。）の範囲内です。当社取締役会は、本発行価額は、当社普通株式の市場株価から大幅にディスカウントした金額であるものの、本算定レンジの範囲内であり、また、以下に記載の各事情からも、合理性があるものと判断いたしました。

（ア）本算定レンジのうち、時価純資産法による算定結果は、本第三者算定機関の時価純資産法の算定基準日（2026年３月31日）における当社の財務状況を前提として算定されたものであるところ、本発行価額は当該算定結果を上回っていること

本第三者算定機関による株式価値算定書において、時価純資産法による算定のために採用されている財務データは、2026年９月期中間連結会計期間末（2026年３月31日）時点を基準日とする当社の連結貸借対照表並びに同中間連結会計期間（2025年10月１日から2026年３月31日まで）を対象とする連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に基づくものであります。当社は、本第三者算定機関による算定の客観性・専門性については十分に確保されているものと認識しており、当該算定結果自体について、その合理性を否定するものではありません。

もっとも、本第三者算定機関の算定基準日（2026年３月31日）の経過後、当社は、2026年４月１日以降の期間においても、引き続き重要な連結営業損失及び連結経常損失を計上しており、当社の財務状況は本算定基準日時点と比較して更に悪化している状況にあります。

したがいまして、本取締役会決議日（2026年５月29日）時点における当社の実態的な財務状況及び事業継続可能性は、本第三者算定機関の時価純資産法の算定基準日時点における当社の財務状況を前提として算定された当該算定結果が反映する水準よりも、更に悪化しているものと当社は認識しております。

本発行価額は、時価純資産法における算定基準日と本取締役会決議日との間における当社の財務状況の更なる悪化踏まえると、時価純資産法による算定結果よりも低い金額となる可能性もあったところ、市場株価法による算定結果を一定程度考慮した金額として割当予定先との間で合意したものであり、市場株価法による算定結果を下回る水準にあるものの当社の既存株主の利益に配慮した一定の合理性があるものと当社は判断しております。

（イ）割当予定先による本資金調達パッケージの引受け及び提供を可能とするために、市場株価からのディスカウントが不可欠であること

本資金調達パッケージは、当社単独では実現し得ない39億円規模の資金調達を可能

とするものであり、当該資金調達は、改善期間満了日（2026年９月末日）までの上場維持基準（時価総額基準）への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の双方の実現にとって不可欠であります。

具体的には、当社は現時点において継続企業の前提に関する注記（GC注記）が付されており、資金面に対する市場の不安感が一定程度存在しているものと認識しております。そのような状況において、本ファシリティ契約に基づく資金調達枠を確保することは、当面の資金繰りに対する不安を軽減し、事業継続性及び成長投資実行可能性に対する市場の信頼回復につながるものと考えております。また、当社は成長戦略としてヘルスケア事業及びトレカ事業の拡大を掲げており、本ファシリティ契約により成長投資を実行可能とする資金を確保していることで事業拡大の蓋然性を市場に示すことで、将来的な成長期待及び企業価値向上につながるものと考えております。

割当予定先は、本資金調達パッケージの引受け及び提供を通じて、(ア)９億円の出資元本の自己資本性リスク、(イ)本ファシリティ（融資極度額30億円）の提供を通じた当社に対する信用供与リスク（当社の現時点における信用状況に照らせば、他の貸付主体が現に応諾し得ない水準のリスクの引受け）、(ウ)払込期日から起算して６か月間の譲渡制限を内容とする本ロックアップ条項及び中長期保有方針の受諾に伴う本新株式の保有・処分の流動性拘束、(エ)本戦略（ヘルスケア領域におけるM&A及び事業投資）の遂行に係る事業実行リスク、並びに(オ)当社株式の上場維持の不確実性に起因する上場廃止リスクを、それぞれ重畳的に負担するものであります。

割当予定先がこれらの重畳的リスクを引き受けるためには、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントを通じて当該負担に対応する経済的便益が確保されることが、引受け側の経済合理性の確保のために不可欠であります。

なお、前記「(1)②本ファシリティの経済的効果の定量分析」に記載のとおり、本ファシリティ経済的便益は、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントに対応する割当予定先の経済的利得の現実的実現可能額に対して、相応に対応する経済的価値を当社にもたらすものであり、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントは、本資金調達パッケージ全体としての当事者間の経済的均衡を確保するための合意水準であるものと当社は評価しております。

（ウ）本発行価額の設定は、既存株主の皆様の経済的利益の保護に資すること

当社は、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）に適合しない状況にあり、改善期間満了日（2026年９月末日）までに当該基準への適合を実現で

きない場合、当社株式は上場廃止に至るリスクに現に直面しております。上場廃止に至った場合、既存株主の皆様は、当社株式について、(a)市場における流動性の著しい低下、(b)市場性の喪失、(c)株式価値の重大な毀損、(d)機関投資家を含む多くの投資家層からの保有適格性の喪失、を含む、いずれも回復困難な経済的不利益を被ることとなります。当該経済的不利益の規模は、本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することに伴い既存株主の皆様が被る影響を、定量的にも定性的にも相当程度上回るものと当社取締役会は判断しております。

本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することにより、(a)割当予定先による本資金調達パッケージの引受けが成立し、(b)当社は本戦略の実行に必要な39億円規模の資金を確保することができ、(c)上場維持基準への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の双方の達成可能性が現実的に確保されることとなります。

したがいまして、本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することは、希薄化を伴うとしても、当社が直面する上場廃止リスクの解消を通じて既存株主の皆様の経済的利益を保護するために必要な選択であり、既存株主の皆様の総合的経済的利益に照らして合理的な水準であるものと当社取締役会は判断しております。

⑤　監査等委員会の意見

当社の監査等委員会は、本件の必要性及び相当性を踏まえつつ、本発行価額の算定根拠並びに本発行価額が会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することにつき慎重に審議を行い、以下の点を確認の上、2026年５月29日付で、本取締役会における本件の決議の適法性に問題は認められない旨の意見を表明しております。

（ア）本発行価額が会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを前提として、本株主総会における特別決議による承認を取得すること

（イ）本第三者算定機関から独立した株式価値算定書を取得しており、算定結果との乖離についても、本件の特殊事情を踏まえて合理的な説明がなされていること

（ウ）本第三者算定機関による本株式価値算定書並びに独立した法務アドバイザーによる法的助言を取得し、本取締役会がこれらを十分に尊重していること

（エ）本件に関する取締役会決議のプロセスにおいて、本件に関して利害関係を有する取締役は存在せず、適切な検討プロセス（議事録の精緻な作成、独立社外取締役の十分な議論参加機会の確保等）を経ていること

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①　希薄化率の水準

本第三者割当増資により発行される本新株式数は45,000,000株（議決権数450,000個）であり、2026年５月８日現在の当社発行済株式総数20,313,200株（自己株式33株を含みます。以下同じ。）に対して221.53％、同日現在の当社議決権総数203,065個（自己株式33株及び単元未満株式6,667株を除く20,306,500株を１単元100株で除した数）に対して221.60％の割合に相当します。このため、本第三者割当増資の実行により、既存株主の皆様の当社に対する持株比率は大幅に低下することとなります。

当該希薄化率は、上場規程第432条に定める25％の基準（いわゆる「25％ルール」）を大幅に上回りますが、上場規程及び東京証券取引所有価証券上場規程施行規則に定める希薄化率300％超の基準（いわゆる「300％ルール」。原則として上場廃止事由）を下回る水準にあります。

②　希薄化規模が合理的であると判断した根拠

当社は、以下の(ア)ないし(カ)の各事情を総合的に勘案し、本件の希薄化規模は、当社及び既存株主の皆様の中長期的な利益に照らして合理的な範囲内にあるものと判断しております。

（ア）本発行価額（20円）は、前記（1）記載のとおり、当社の置かれた状況下において、割当予定先が負担する多重的なリスクに対する経済的合理性を確保する観点から、やむを得ないディスカウント水準として決定されたものであります。当社が必要とする調達額（９億円）を確保するためには、本発行価額に対応する発行数量（45,000,000株）の発行が必要となります。

（イ）本第三者割当増資の主たる目的は、改善期間満了日までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現し、既存株主の皆様が上場廃止リスクに起因して被る経済的不利益を回避することにあります。本件を実行しない場合に既存株主の皆様が被る経済的不利益（上場廃止リスク）は、本件による希薄化により既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと評価されます。

（ウ）本件を通じて調達する資金を原資として実行するヘルスケア領域のM&A及び事業投資は、取得後速やかに持分法による投資利益又は連結利益として当社連結損益計算書に寄与するものであり、連結１株当たり当期純利益（EPS）は、本戦略の実行に伴うM&A対象会社の利益寄与開始後速やかに改善する見込みであります。

（エ）本第三者割当増資は、(a)会社法第199条第３項に基づく株主総会決議、(b)上場規程第432条に基づく本株主意思確認決議、並びに(c)特定引受人への募集株式の割当てに係る株主総会決議を、それぞれ前提条件としており、既存株主の皆様の意思を直接確認する手続が確保されております。

（オ）割当予定先は、本新株式について６か月間のロックアップを受諾しており、かつ、中長期保有方針を表明しているため、本第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響は限定的であります。

（カ）当社は、本件の希薄化規模の合理性の検証のため、本第三者算定機関による本株式価値算定書、独立した法務アドバイザーによる法的助言、並びに監査等委員会の適法性意見を取得しており、また、本株主総会における株主総会決議の取得を本件の前提条件としていることから、手続上の公正性が十分に確保されております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件として取締役（監査等委員である取締役を除く。）を４名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ※	坂（さか）　達典（たつのり） （1990年12月29日生）	2016年３月　京都大学医学部附属病院 入職 2020年９月　医療法人社団紫穏会 代表理事（現任） 2024年10月　株式会社Convano consulting 執行役員 （重要な兼職の状況） ・医療法人社団紫穏会 代表理事	－
2 ※	位髙（いたか）　力（つとむ） （1978年２月７日生）	2004年11月　おいしい厨房（現 株式会社おいしい厨房）個人創業 2006年12月　株式会社おいしい厨房 代表取締役（現任） 2012年12月　株式会社SMIジャパン　代表取締役 2021年10月　株式会社Cathy Attractive 代表取締役 2024年２月　株式会社コンヴァノ　取締役（現任） 2024年５月　株式会社シンクスヘルスケア 取締役（現任） 2024年５月　M&Aテクノマージコンサルティング株式会社（現 虎ノ門キャピタル株式会社）　取締役（現任） 2025年２月　株式会社Convano consulting 取締役（現任） 2025年４月　株式会社アセットクリエイト　取締役 2025年10月　株式会社DataStrategy 取締役（現任） 2026年２月　株式会社アセットクリエイト 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） ・株式会社おいしい厨房　代表取締役 ・株式会社コンヴァノ　取締役 ・株式会社シンクスヘルスケア　取締役 ・虎ノ門キャピタル株式会社　取締役 ・株式会社Convano consulting　取締役 ・株式会社アセットクリエイト　代表取締役 ・株式会社DataStrategy　取締役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 ※	横谷玲音（よこやれお） （1995年１月29日生）	2016年４月　peroli.inc 入社 2017年４月　株式会社ベル 入社 2019年３月　株式会社博報堂マーケティングシステムズ 入社 2021年３月　株式会社メディカルフロンティア 入社 2024年８月　医療法人社団メディカルフロンティア マーケティング戦略本部GM 2025年６月　株式会社Convano consulting 入社 シニアコンサルタント 2025年12月　株式会社DataStrategy 転籍 2026年５月　株式会社コンヴァノ 執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ・株式会社コンヴァノ　執行役員	－株
4 ※	斎藤有美（さいとうゆみ） （1987年８月３日生）	2008年８月　株式会社東武ホテルマネジメント 入社 2012年３月　株式会社キャンドゥ 入社 2014年３月　栃木県立がんセンター 入社 2016年１月　株式会社メディカルフロンティア 入社 2019年４月　株式会社メディカルフロンティア 現場マネージャー 2024年９月　株式会社Convano consulting 入社 2026年２月　株式会社コンヴァノ 執行役員　経営企画室長（現任） （重要な兼職の状況） ・株式会社コンヴァノ　執行役員 経営企画室長	－株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．候補者坂達典氏、位髙力氏、横谷玲音氏、斎藤有美氏は、取締役候補者であり、各氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割は、以下のとおりであります。
・坂達典氏は、大学病院における臨床経験及び医療法人の代表理事としての法人経営経験を有しており、組織運営、内部統制、コンプライアンスに関する豊富な知見を有しております。また、医療・アカデミア領域における幅広い知見及びネットワークを有しており、当社の事業運営及びガバナンスの強化に貢献いただくことを期待し、取締役候補者といたしました。
・位髙力氏は、事業会社の経営者として長年にわたり事業戦略の推進、組織運営、M&A及び新規事業開発に携わるとともに、複数企業の取締役としてガバナンスに関する知見を有しております。これらの豊富な経験と知見を当社の経営及び企業価値向上に貢献いただくことを期待し、取締役候補者といたしました。
・横谷玲音氏は、事業戦略、マーケティング及びデジタル変革に関する豊富な実務経験を有しており、コンサルティング業務から事業開発、組織構築まで幅広い分野で実績を有しております。これらの経験と知見を活かし、当社の事業成長及び企業価値向上に貢献いただくことを期待し、取締役候補者といたしました。
・斎藤有美氏は、多様な業界において、組織運営、業務改善及び経営管理に関する豊富な実務経験を有しており、急成長組織における業務標準化や運営体制整備に関する知見を有しております。これらの経験と知見を活かし、当社の経営管理体制の強化、内部統制の整備及びガバナンス向上に貢献いただくことを期待し、取締役候補者といたしました。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその業務遂行に起因して、株主や会社、従業員、取引先や競合他社等の第三者から損害賠償請求を提起された場合に被る経済的損害（損害賠償金や争訟費用など）が補填されることとなります。本議案が原案のとおり承認可決されますと、各取締役候補者は保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、任期途中に更新される予定であります。なお、当社が保険料の全額を負担しております。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員である取締役を２名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ※	弓削田（ゆげた） 浩主（ひろかず） （1979年３月30日生）	2003年４月　千葉大学附属病院 勤務 2004年４月　君津中央病院 勤務 2006年４月　品川美容外科 入職 2014年５月　品川美容外科本院 副院長・池袋院 院長 2016年６月　東京形成美容外科 院長（現任） （重要な兼職の状況） ・東京形成美容外科 院長	－
2 ※	久保（くぼ） 宗大（むねひろ） （1987年１月24日生）	2012年４月　EYアドバイザリー株式会社（現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社） 入社 2013年７月　キャップジェミニ株式会社 入社 2015年６月　株式会社マイネット 執行役員 投資戦略室長 2018年４月　JAPAN FAS株式会社 代表取締役（現任） 2021年11月　トゥエンティファースト株式会社 取締役 2022年３月　THE FIRST株式会社 取締役 2023年８月　THE FIRST株式会社 代表取締役（現任） 2024年４月　G2 Studios株式会社 代表取締役（現任） 2025年10月　トゥエンティファースト株式会社 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） ・JAPAN FAS株式会社　代表取締役 ・THE FIRST株式会社　代表取締役 ・G2 Studios株式会社 代表取締役 ・トゥエンティファースト株式会社　代表取締役	－

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．候補者弓削田浩主氏、久保宗大氏は、監査等委員である取締役候補者であり、かつ社外取締役候補者であります。各氏を監査等委員である取締役及び社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割は、以下のとおりであります。
・弓削田浩主氏は、美容医療分野における長年の実務経験及び医療機関経営経験を通じて培った組織運営、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する豊富な知見を有しております。これらの経験と専門的見地を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化及びガバナンスの向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
・久保宗大氏は、上場企業における経営実務及びM&Aに関する豊富な経験を有しており、事業戦略、経営管理、内部統制及びガバナンスに関する高い見識を有しております。これらの経験と知見を活かし、独立した立場から当社の経営に対する監査・監督機能を発揮するとともに、当社のガバナンス強化及び事業戦略の推進に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
４．弓削田浩主氏、久保宗大氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、それぞれ会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最

低責任限度額とする予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその業務遂行に起因して、株主や会社、従業員、取引先や競合他社等の第三者から損害賠償請求を提起された場合に被る経済的損害（損害賠償金や争訟費用など）が補填されることとなります。本議案が原案のとおり承認可決されますと、各取締役候補者は保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、任期途中に更新される予定であります。なお、当社が保険料の全額を負担しております。

以　上

臨時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中野区本町一丁目32番２号
ハーモニースクエア３階
「ハーモニーホール」
TEL　03-3373-1270



●交通機関

・東京メトロ丸ノ内線中野坂上駅　１、２出口　徒歩３分
・都営大江戸線中野坂上駅　Ａ１出口　徒歩３分